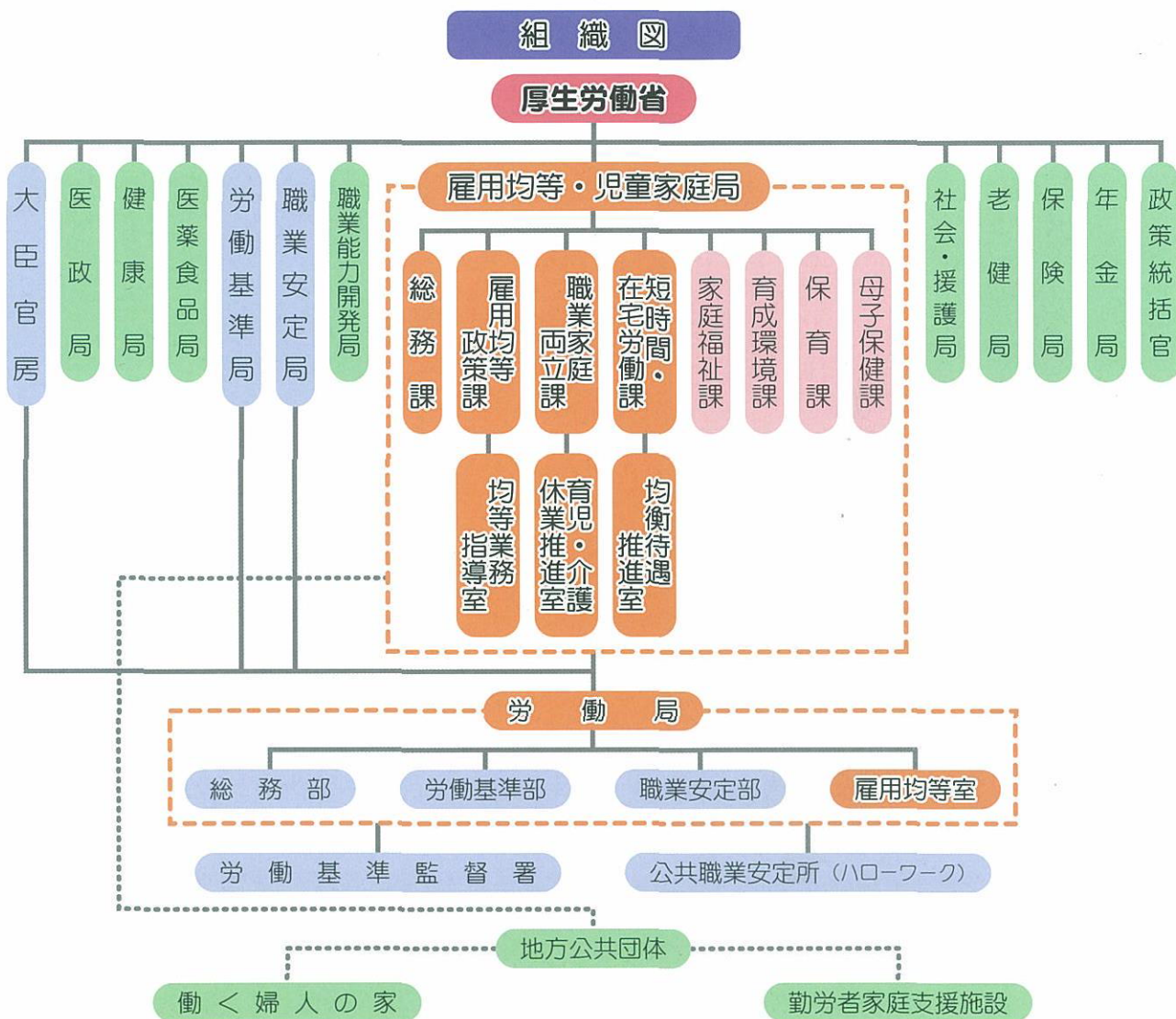


雇用均等行政について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局を始めとした雇用均等行政では、労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境の整備とともに、育児や家族の介護を行う労働者の福祉の増進を図ること、パートタイム労働者がその能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備すること等を目的に、各種施策を展開しています。

その第一線機関として47都道府県にある労働局に雇用均等室が置かれており、男女雇用機会均等法を始めとした各種法律に基づいて労働者、事業主に対する相談・指導等を行っています。



◆雇用均等・児童家庭局及び労働局雇用均等室の沿革◆

- 昭和22年 9月 労働省発足、婦人少年局設置
- 昭和23年 3月 婦人少年局都道府県職員室を設置
- 昭和27年 8月 労働省婦人少年局の地方支分部局として婦人少年室を設置（婦人少年局職員室の改組）
- 昭和59年 7月 婦人少年局を再編整備し婦人局を設置
- 平成 9年10月 1日 婦人局を女性局に、婦人少年室を女性少年室に改称
- 平成12年 4月 1日 労働局の発足に伴い、女性少年室を労働局雇用均等室に改組
- 平成13年 1月 6日 厚生労働省の発足に伴い、雇用均等・児童家庭局設置（労働省女性局と厚生省児童家庭局を統合）